

資料

洞爺湖町議会令和3年3月会議  
議案説明資料

洞爺湖町育英資金の基金条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>洞爺湖町育英資金等教育振興基金条例</u></p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 <u>本町の教育振興を図るため、洞爺湖町育英資金等教育振興基金（以下「教育振興基金」という。）を設置し、勤勉な学生、生徒にして経済的理由により就学困難なる者及びその保護者に対して育英資金の貸付け及び給付を行う。また、学校教育の充実を図り、有能なる人材の育成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>教育振興基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</u>                  2 <u>教育振興基金の目的に沿った寄附があったときは、この基金に積み立てることができる。</u></p> <p>(積立金の処分)</p> <p>第2条の2 <u>積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、処分することができる。</u></p> <p>(1) <u>育英資金の貸付け及び給付に関すること。</u>                  (2) <u>学校教育の充実に資する事業に関すること。</u></p> <p>(育英資金の種類)</p> <p>第2条の3 <u>前条第1号に定める育英資金の種類は、奨学資金貸付金及び入</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>洞爺湖町育英資金の基金条例</u></p> <p>(設置目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は、勤勉な学生、生徒にして経済的理由により就学困難なる者及びその保護者に対して育英資金の基金（以下「育英基金」という。）を設置し、育英資金の貸付け及び給付を行い、もって有能なる人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>育英基金</u>として積み立てる額は、予算で定める額とする。                  2 <u>育英基金</u>の目的に沿った寄附があったときは、この基金に積み立てることができる。</p> <p>(育英資金の種類)</p> <p>第2条の2 <u>育英資金の種類は、学資金</u>及び入</p>

学時一時金貸付金並びに入学時給付金とする。

(育英資金の貸付対象)

第3条 奨学資金貸付金は、次の各号のいずれにも該当する国内の高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）及び大学（短期大学を含む。以下同じ。）に在学する者に対して貸付けする。

(1)～(5) 略

2 入学時一時金貸付金は、次の各号いずれにも該当する者で、かつ、前項に定める学校及び大学に入学を許可された者の保護者に対して貸付けする。

(1)～(3) 略

(育英資金の給付対象)

第3条の2 入学時給付金は、次の各号いずれにも該当する者で、かつ、前条第1項に定める学校及び大学に入学を許可された者に対して給付する。

(1)～(4) 略

(育英資金の貸付及び給付の金額)

第4条 略

(育英資金の貸付及び給付の条件)

第5条 育英資金の貸付及び給付の条件は、次の各号に定めるところによる。

学時一時金の貸付け並びに入学時給付金とする。

( 貸付対象)

第3条 学資金は、次の各号のいずれにも該当する国内の高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）及び大学（短期大学を含む。以下同じ。）に在学する者に対して貸付けする。

(1)～(5) 略

2 入学時一時金は、次の各号いずれにも該当する者で、かつ、前項に定める学校及び大学に入学を許可された者の保護者に対して貸付けする。

(1)～(3) 略

( 給付対象)

第3条の2 入学時給付金は、次の各号いずれにも該当する者で、かつ、前条第1項に定める学校及び大学に入学を許可された者に対して給付する。

(1)～(4) 略

( 貸付及び給付の金額)

第4条 育英資金の貸付及び給付の金額は、別表のとおりとする。

( 貸付及び給付の条件)

第5条 育英資金の貸付及び給付の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 奨学資金貸付金の貸付期間 在学する学校の正規通常修学期間以内
- (3) 入学時一時金貸付金の貸付及び入学時給付金の給付時期 入学する月の前月

(奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の返還猶予及び減額返還)

第6条 奨学資金貸付金及び入学一時金貸付金の借受者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸付金の返還猶予又は減額返還をすることができる。

- (1) 災害又は疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。
- (3) その他、やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第2号にあっては、その在学期間、同項第1号及び第3号にあっては1年以内とし、さらにその事由が継続するときは1年以内の延長をすることができる。ただし、その場合は、原則として4年までを限度とする。

3 減額返還の期間は1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、1年以内の延長をすることができる。ただし、その場合は正規の返還期間の2倍の期間までを限度とする。

4 減額返還は、返還すべきその月の返還金の2分の1（1円未満切り捨て）の額とする。

(返還を怠った場合の措置)

第7条 正当の理由がなくして、奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の

- (1) 略
- (2) 学資金\_\_\_\_\_の貸付期間 在学する学校の正規通常修学期間以内
- (3) 入学時一時金\_\_\_\_\_の貸付及び入学時給付金の給付時期 入学する月の前月

返還を怠ったときは、当該未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、洞爺湖町税外諸収入金の徴収に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第47号）第3条に規定する割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の返還の免除）

第8条 教育委員会は、奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の借受者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人又は遺族並びに借受者等の申請により、当該貸付金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 借受者であった者が、当該貸付金の返還完了前に死亡したとき。
- (2) 借受者であった者が、当該貸付金の返還完了前に重度の心身障がい者となったとき。
- (3) 借受者であった者が、その他特別な事由により当該貸付金の返還が、著しく困難であると認められるとき。

（奨学資金貸付金の返還の免除の特例）

第9条 奨学資金貸付金の返還金の免除にあつては、前条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、借受者であった者等の申請により、当該貸付金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学資金貸付金の返還期間中において、借受者本人の収入が250万円以下であること、又はその見込みであること。
- (2) 奨学資金貸付金の返還期間中において、借受者本人が非正規雇用（有

期労働契約である嘱託職員、契約職員、臨時職員、派遣職員、パートタイマー、アルバイト等と呼ばれる従業員の雇用形態など、正規職員以外の有期雇用である者をいう。)である者、又はその見込みである者2前項各号に該当する場合にあっては、返還すべきその月の返還金の2分の1(1円未満切り捨て)の額を免除するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表(第4条関係)

区分	育英資金の種類		
	奨学資金貸付金 (月額)	入学時一時金 貸付金	入学時給付金
高等学校及び中等 教育学校(国公立)	12,000円 以内	200,000円 以内	80,000円
高等学校及び中等 教育学校(私立)	12,000円 以内	300,000円 以内	80,000円
高等専門学校	15,000円 以内	300,000円 以内	80,000円
専修学校及び大学	21,000円 以内	500,000円 以内	150,000円

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表(第4条関係)

区分	育英資金の種類		
	学資金(月額)	入学時一時金	入学時給付金
高等学校及び中等 教育学校(国公立)	10,000円 以内	200,000円 以内	50,000円
高等学校及び中等 教育学校(私立)	10,000円 以内	300,000円 以内	50,000円
高等専門学校	13,000円 以内	300,000円 以内	50,000円
専修学校及び大学	18,000円 以内	500,000円 以内	100,000円

洞爺湖町公告式条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
洞爺湖町役場揭示場	略	洞爺湖町役場揭示場	略
洞爺総合支所揭示場	虻田郡洞爺湖町 <u>洞爺町135番地1</u>	洞爺総合支所揭示場	虻田郡洞爺湖町 <u>洞爺町132番地</u>

洞爺湖町出張所設置条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案			現 行		
（出張所の名称、位置及び所管区域）			（出張所の名称、位置及び所管区域）		
第2条 出張所の名称及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 出張所の名称及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
洞爺湖町洞爺湖温泉支所	虻田郡洞爺湖町 <u>洞爺湖温泉142番地130</u>	洞爺湖温泉 月浦 花和	洞爺湖町洞爺湖温泉支所	虻田郡洞爺湖町 <u>洞爺湖温泉142番地140</u>	洞爺湖温泉 月浦 花和

洞爺湖町学校給食センター条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞爺湖町学校給食センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町泉43番地15</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 学校給食センターに虻田給食センター及び洞爺給食センター（以下「給食センター」という。）を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虻田給食センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町泉43番地15</td> </tr> <tr> <td>洞爺給食センター</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	洞爺湖町学校給食センター	虻田郡洞爺湖町泉43番地15	名称	位置	虻田給食センター	虻田郡洞爺湖町泉43番地15	洞爺給食センター	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞爺湖町学校給食センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町泉52番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 学校給食センターに虻田給食センター及び洞爺給食センター（以下「給食センター」という。）を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虻田給食センター</td> <td>虻田郡洞爺湖町泉52番地2</td> </tr> <tr> <td>洞爺給食センター</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	洞爺湖町学校給食センター	虻田郡洞爺湖町泉52番地2	名称	位置	虻田給食センター	虻田郡洞爺湖町泉52番地2	洞爺給食センター	略
名称	位置																				
洞爺湖町学校給食センター	虻田郡洞爺湖町泉43番地15																				
名称	位置																				
虻田給食センター	虻田郡洞爺湖町泉43番地15																				
洞爺給食センター	略																				
名称	位置																				
洞爺湖町学校給食センター	虻田郡洞爺湖町泉52番地2																				
名称	位置																				
虻田給食センター	虻田郡洞爺湖町泉52番地2																				
洞爺給食センター	略																				

洞爺湖町立読書の家条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 洞爺湖町立読書の家名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぶた読書の家</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地1</td> </tr> <tr> <td>みずうみ読書の家</td> <td>虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地130</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	あぶた読書の家	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1	みずうみ読書の家	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地130	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 洞爺湖町立読書の家名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あぶた読書の家</td> <td>虻田郡洞爺湖町栄町63番地</td> </tr> <tr> <td>みずうみ読書の家</td> <td>虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地140</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	あぶた読書の家	虻田郡洞爺湖町栄町63番地	みずうみ読書の家	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地140
名称	位置												
あぶた読書の家	虻田郡洞爺湖町栄町63番地1												
みずうみ読書の家	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地130												
名称	位置												
あぶた読書の家	虻田郡洞爺湖町栄町63番地												
みずうみ読書の家	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地140												



洞爺湖町体育施設条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
あぶた体育館	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地2	あぶた体育館	虻田郡洞爺湖町高砂町18番地
洞爺湖町プール	略	洞爺湖町プール	略
虻田テニスコート	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41	虻田テニスコート	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地2

洞爺湖町文化財施設条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 文化財施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 文化財施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
入江・高砂貝塚館	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41	入江・高砂貝塚館	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地
入江・高砂貝塚公園	略	入江・高砂貝塚公園	略
虻田郷土資料館	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地41	虻田郷土資料館	虻田郡洞爺湖町高砂町44番地

洞爺湖町生活館条例新旧対照表（第7条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 生活館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 生活館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
本町生活館	虻田郡洞爺湖町本町1番地1	本町生活館	虻田郡洞爺湖町本町1番地

洞爺湖町集会所条例新旧対照表（第8条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
とうや湖コミュニティセンター	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地157	とうや湖コミュニティセンター	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地155
花和集会所	虻田郡洞爺湖町花和171番地2	花和集会所	虻田郡洞爺湖町花和169番地2
略	略	略	略
入江集会所	虻田郡洞爺湖町入江175番地71	入江集会所	虻田郡洞爺湖町入江175番地21
泉集会所	虻田郡洞爺湖町入江224番地8	泉集会所	虻田郡洞爺湖町入江224番地
略	略	略	略
入江4区集会所	虻田郡洞爺湖町入江190番地375	入江4区集会所	虻田郡洞爺湖町入江190番地32
清水集会所	虻田郡洞爺湖町清水60番地3	清水集会所	虻田郡洞爺湖町清水60番地
あぶたコミュニティセンター	虻田郡洞爺湖町高砂町37番地3	あぶたコミュニティセンター	虻田郡洞爺湖町高砂町37番地
泉公園通り集会所	虻田郡洞爺湖町泉23番地5	泉公園通り集会所	虻田郡洞爺湖町泉23番地
略	略	略	略

洞爺湖町保育所条例新旧対照表（第9条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 前条により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 前条により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
本町保育所	虻田郡洞爺湖町本町42番地1	本町保育所	虻田郡洞爺湖町本町42番地
桜ヶ丘保育所	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地8	桜ヶ丘保育所	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地
入江保育所	虻田郡洞爺湖町入江190番地290	入江保育所	虻田郡洞爺湖町入江190番地31
洞爺保育所	略	洞爺保育所	略

洞爺湖町チビッ子広場条例新旧対照表（第10条関係）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
高砂チビッ子広場	略	高砂チビッ子広場	略
青葉台チビッ子広場	略	青葉台チビッ子広場	略
でんでんチビッ子広場	虻田郡洞爺湖町本町204番地3	でんでんチビッ子広場	虻田郡洞爺湖町本町204番地

洞爺湖町霊園条例新旧対照表（第11条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊霊園	虻田郡洞爺湖町三豊10番地4	三豊霊園	虻田郡洞爺湖町三豊10番地
洞爺湖温泉霊園	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉197番地15	洞爺湖温泉霊園	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉197番地
観湖台霊園	虻田郡洞爺湖町香川25番地1	観湖台霊園	虻田郡洞爺湖町香川25番地
洞爺共同墓地	略	洞爺共同墓地	略
成香共同墓地	虻田郡洞爺湖町旭浦95番地1	成香共同墓地	虻田郡洞爺湖町旭浦95番地
香川共同墓地	虻田郡洞爺湖町洞爺町363番地1	香川共同墓地	虻田郡洞爺湖町洞爺町363番地
岩屋共同墓地	虻田郡洞爺湖町岩屋2番地	岩屋共同墓地	虻田郡洞爺湖町岩屋14番地

洞爺湖町火葬場条例新旧対照表（第12条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
洞爺湖町虻田火葬場	虻田郡洞爺湖町清水234番地16	洞爺湖町虻田火葬場	虻田郡洞爺湖町清水234番地6

洞爺水の駅設置条例新旧対照表（第13条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
洞爺水の駅	虻田郡洞爺湖町洞爺町100番地1	洞爺水の駅	虻田郡洞爺湖町洞爺町100番地

洞爺湖町公園条例新旧対照表（第14条関係）

改 正 案			現 行		
別表第1（第2条関係） イ 都市公園			別表第1（第2条関係） イ 都市公園		
略			略		
ロ その他の公園			ロ その他の公園		
公園名	位置	面積	公園名	位置	面積
略	略	略	略	略	略
洞爺湖水広場	虻田郡洞爺湖町洞爺町96番地3	0.34ヘクタール	洞爺湖水広場	虻田郡洞爺湖町洞爺町96番地	0.34ヘクタール
略	略	略	略	略	略

洞爺湖町特定公共賃貸住宅条例新旧対照表（第15条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 特公賃住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 特公賃住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
洞爺ホープ21	虻田郡洞爺湖町洞爺町400番地32	洞爺ホープ21	虻田郡洞爺湖町洞爺町400番地2

洞爺湖町駅交流センター条例新旧対照表（第16条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
駅交流センター	虻田郡洞爺湖町旭町19番地10	駅交流センター	虻田郡洞爺湖町旭町19番地11

洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表（第17条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
洞爺いこいの家	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地1	洞爺いこいの家	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地

洞爺湖文化センター条例新旧対照表（第18条関係）

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
洞爺湖文化センター	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地131	洞爺湖文化センター	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地130

洞爺湖町社会教育施設条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
虻田ふれ合いセンター	虻田郡洞爺湖町本町5 8 番地 3	虻田ふれ合いセンター	虻田郡洞爺湖町本町5 8 番地 3
あぶた母と子の館	虻田郡洞爺湖町高砂町4 4 番地 4 1	あぶた母と子の館	虻田郡洞爺湖町高砂町4 4 番地 2
洞爺総合センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町1 3 2 番地 1	洞爺湖町文化交流会館	虻田郡洞爺湖町本町1 番地 1
		洞爺総合センター	虻田郡洞爺湖町洞爺町1 3 2 番地



洞爺湖町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>7～11 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>7～11 略</p>

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計金額が零を下回る場合には、<u>零とする</u>。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>34,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>40,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>44,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>67,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して<u>得た額とする</u>。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>70,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

<p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>122,400円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>82,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>91,800円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,200円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,200円</u>」とあるのは、「<u>27,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「<u>16,200円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

洞爺湖町森林博物館条例新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: center;"><u>洞爺湖町中島・湖の森博物館条例</u></p> <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 洞爺湖と有珠山及び自然科学に関する資料の収集、保存及び公開を図るとともに、観光資源として活用する目的をもって、<u>洞爺湖町中島・湖の森博物館</u>（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中島・湖の森博物館</td> <td style="text-align: center;">有珠郡壮瞥町字中島2418林班国有林内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(博物館の業務)</p> <p>第4条 博物館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 博物館の利用の許可に関する業務</li> <li>(2) 自然科学に関する資料の収集に関する業務</li> <li>(3) 博物館及び設備並びに園地の維持管理に関する業務</li> <li><u>(4) 施設内における飲食等の販売に関する業務</u></li> <li><u>(5) その他博物館の運営に関し、必要な業務</u></li> </ol>	名称	位置	中島・湖の森博物館	有珠郡壮瞥町字中島2418林班国有林内	<p style="text-align: center;"><u>洞爺湖町森林博物館条例</u></p> <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 洞爺湖と有珠山及び自然科学に関する資料の収集、保存及び公開を図るとともに、観光資源として活用する目的をもって、<u>洞爺湖町森林博物館</u>（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">洞爺湖森林博物館</td> <td style="text-align: center;">有珠郡壮瞥町字中島事業区418班国有林内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(博物館の業務)</p> <p>第4条 博物館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 博物館の利用の許可に関する業務</li> <li>(2) 自然科学に関する資料の収集に関する業務</li> <li>(3) 博物館及び設備並びに園地の維持管理に関する業務</li> <li><u>(4) その他博物館の運営に関し、必要な業務</u></li> </ol>	名称	位置	洞爺湖森林博物館	有珠郡壮瞥町字中島事業区418班国有林内
名称	位置								
中島・湖の森博物館	有珠郡壮瞥町字中島2418林班国有林内								
名称	位置								
洞爺湖森林博物館	有珠郡壮瞥町字中島事業区418班国有林内								